

第 3 章 | 国際連合グループ

はじめに

1990年代初めに世界を驚かせた旧ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊とそれによる東西冷戦構造の崩壊は、南北問題あるいは国際開発協力問題の議論にも計り知れない大きな影響を与えた。即ち冷戦体制崩壊後の新たな国際秩序を模索するなかで、南北問題の解決や旧ソ連・東欧の市場経済化への移行支援を国際開発協力問題としてどう位置づけるかについて再び議論が活発化したことである。

1960年代、70年代に国連を中心に活発化した南北問題に関する国際議論は、80年代に入ると先進諸国の景気後退や累積債務問題の深刻化などで急速に沈滞化した。

しかし、この間にも途上国の経済発展は一部東アジアなどの例外地域を除いて遅々として進まず、特に累積債務問題の解決で明け暮れたラテンアメリカ、飢餓と貧困によって危機的経済状況に陥ったアフリカなどの経済水準は1970年代より悪化したため、国連はこれら地域の80年代を「失われた10年」と形容したほどであった。加えて環境問題、難民問題、人口問題などの地球的課題や、国際平和や安全をゆるがしかねない民族紛争・地域対立問題などマクロ的な課題が新たな国際的發展阻害要因として顕在化してきた。

また、途上国サイドではミクロ的課題として経済発展に伴う社会条件の悪化、経済格差や地域間格差の拡大、産業諸基盤の絶対的不足などが浮上して

いる。国際的な開発協力に対する発展途上国のニーズはかつてないほど多様化し、従来に増して南北問題を複雑化させているといえる。一方、先進国経済の不振と援助疲れに加えて、冷戦体制の終了により既存の国際協力メカニズムは崩壊しかけており、新たな多国間国際協力のためのフレームワーク構築の必要性が指摘されている。

また、現在唯一世界的な規模をもつ総合的な国際機構である国連および関連諸機関の国際協力機能に対しても変化に合わせた変革の必要性が叫ばれており、「国連憲章」に盛られた国際協力の意義・目的を改めて問いなおすとともに、その意義・目的の実効性を高めるため国連の機構改革の要求も出ている。

周知のように国連は、二つの大戦という不幸な経験を踏まえて、国際平和の実現および安全の維持に努めるとともに、社会的進歩、生活水準の向上を促進することを意義として、人民の同権、自決の原則を尊重する諸国間の友好関係を発展させること、経済的、社会的、文化的、人道的性質を有する国際問題を解決すること、などの目的をもって1945年に設立された。国連憲章では、国連は集団的安全保障の確立を目的とする政治的機構であるとともに、同時に経済的機構としての機能を果たすことになっている。また、国連は民族、国の大小、政治体制、経済発展段階を問わずすべての諸国が、自由にその意見を交換し、共通の問題を討議し、情報を交換し、相互に交渉を行うことができる仕組みとなっている。即ち国連は国家主権の尊重をその基本原則の一つとしているのである。

この意味で特定大国の影響が大きかったり、超国家的な立場から加盟国の主権ないし行動を制限しようとする傾向をもちがちなその他国際機関とは性格が異なる。そのため、過去数世紀にわたり経済的停滞を余儀なくされてきた発展途上国が戦後政治的独立を果たした後、経済発展を声高に主張できる唯一の場として国連のもつ機能に対する期待が先進工業諸国に比べて数倍大きかったのは当然である。しかし、国連設立から40年以上が経過しているが、時代の推移のなかで途上国の国連に対する期待あるいは途上国自体の国連へ

のコミットメントの姿勢は、1960年代から70年代前半までの過剰なほどの期待を寄せた時代から、80年代を通じた幻滅の時代、そして現在再び期待の時代を迎えているというように大きく変化している。期待の早期実現のため、すでに述べたように機構改革を求める運動が現在活発化している。

南北問題の本質、あるいは国際社会の「開発問題」の捉え方、南側の開発要求それに付随した協力ニーズ、および国際社会、特に先進諸国(北)の開発協力への姿勢あるいは援助理念の変遷をたどるために、国連の場での開発・協力議論の推移を検証することは、今後のわが国の開発協力の理念を構築する上でも意味深いものと思われる。

本章では国連および関連諸機関の上に述べたような機能を重視し、これまで採択された数多くの資料(宣言、決議など)のなかから、国際開発協力問題に関してわが国のみならず世界的な開発協力の議論に大きな影響を与えたと思われる重要資料数点を選び、その歴史的背景、意義についてまとめる。

1. 国際連合開発の10年、国際開発協力のための計画：UNDD 1 (国連第16回総会決議1710号、1961年12月19日採択)

Resolution adopted by the General Assembly on the Report of the Second Committee (A/5056 and Corre. 1) 1710 (XVI) United Nation Development Decade (11: a Programme for International Economic Co-operation (A/RES/1760 (XVI) 5 Jan. 1962)

(1) 国際連合の創設と開発協力におけるその役割

国際連合(以下、国連と略称)は、第2次大戦直後の1946年に世界の平和と安全の確立を目的に設立された。しかし、この目的から国連の役割をみると、その後の10年間、即ち50年代は、疲弊した欧州の復興と設立目的をどう推進するかについて東西両陣営が厳しく対立した時代であったため、南北問題の重要性、低開発国⁽¹⁾の開発問題の重要性に関しては、60年代を迎えるまでそれ

ほど大きく認識されていなかった。確かに国連憲章では、その第13条b項において開発のための「国際協力」を総会 (General Assembly) の重要な任務として取り上げ、[経済的・社会的・文化的、教育のおよび保健的分野において国際協力を促進するため、研究を発議し、および勧告する]、と規定している。

また、第9章第55条では、経済的・社会的国際協力について、[諸国間の平和的かつ安定的な友好関係には安定および福祉の条件を創造しなければならない]として、協力の内容を、いっそう高い生活水準、完全雇用並びに経済的・社会的進歩および発展の条件を促進すること、経済的・社会的および保健的国際問題と関係国際問題の解決並びに文化的および教育的国際協力、と規定している。これら非常に広範な国際協力は、すべての加盟国の協力、共同行動で実施される(第56条)とともに、政府間の協定によって設置される専門機関 (Special Agencies) が国連 (特に総会と経済社会理事会) と連携をとって実施してゆく (第57条)、となっている。これを受けて1940年代後半に相次いで専門機関 (WHO, UNICEF など) が設置され、国連の国際協力の方向とその実施体制は50年代初までに一応整備されたといつてよい。

しかし、すでに述べたように南北問題解決に向けた国際協力論議は不活発であった。1950年代は米ソ2大陣営の対立に低開発国が巻き込まれ、両対立陣営が互いに低開発国を自分の陣営に取り込むため、軍事援助と経済援助をその取引材料にした援助競争時代であったと言える。アメリカは圧倒的な資金力によりこの競争に絶対優位を誇ったが、受取国ではそれら援助資金が効率的・平等に使用されることが少なくしばしば腐敗問題が指摘された。また、アメリカの援助は、イギリス首相チャーチルが「鉄のカーテン」の存在を指摘 (1946年3月) したことにより、この鉄のカーテンのすぐ外側にある欧州連合諸国の戦後復興を主目的とする大規模な資金協力へと傾斜しマーシャル・プラン⁽²⁾として結実した。

このように東西冷戦体制下で援助が「道具」として利用され、二国間方式が主流となったことは、国連即ち多国間協力機関を基礎とする国際協力体制

という国連憲章で確認した原則を無視するものであり、その後の国連の経済問題領域における健全な前進を阻み、真に開発とそれへの国際協力を望む途上国に大きな幻滅を与えたという認識が表明されさせた⁽³⁾。

しかし、1950年代の末ソ連が原爆保有国となったことをきっかけに、米ソ二極構造から多極化へと変化がみられるようになった。このことは経済面の優位性を武器に自由主義陣営で圧倒的地位を誇っていたアメリカにその威信低下への危惧を植えつけた。

また、1955年にはバンドンでアジア・アフリカ会議が開催された。そこでは植民地からの独立を果たした途上国によって、反帝国主義、反植民地主義の標榜による諸国家、諸民族の自決権の確立に関する宣言⁽⁴⁾が採択され、経済開発の前提として植民地問題を原則問題としてとらえていることを世界に示した。

このような状況を踏まえ、かつアメリカの威信回復を目的として、第16回国連総会において時のアメリカ大統領ケネディーは、植民地主義を国連で全面的に検討するとともに、[貧困と疾病に対処する手段なくしては政治的主権はばかげたものにすぎない]として、低開発国の開発の重要性と国際的開発協力の強化の必要性を指摘し、1960年代の10年を国連による開発の10年として命名するよう提案した。

本決議は大統領のこの演説を受けて国連が採択したものである。

(2) 国際協力の目的および目標と手段

この「決議」(以下、DD 1と略称)では、国際経済協力の目的を、経済的に低開発な諸国の経済的社会的開発が、これら諸国によって一義的に重要なみならず、国際的平和と安全保障の達成ならびに世界の繁栄に急速かつ相互の利益の増大にとって基本的である、ととらえた。これは国際経済協力問題は先進諸国にとっても国際問題であるとともに国内問題として重要であるという認識を国際的に認知したという点で重要である。

次にこの「DD 1」は低開発国の成長目標を定めた。即ち、10年の終わりに途上国の国民所得の成長率を最低年間5%とする、そのため先進国と途上国双方が必要な措置を動員、支援する努力を強化することを明記した。

このような目標を達成するため、「DD 1」ではその手段として、全国連加盟国に対して、①一次産品輸出国の一次産品の安定的輸出のための市場開放と、外貨収入と国内貯蓄の増大により開発融資を確保するような政策の追求、②外国資本による天然資源の採取・販売に関して、開発途上国に公平な利潤の配分を保障するような政策の追求、③公的・民間の開発資源の途上国への流れが増大するような政策の採用、④途上国の経済開発のための民間資金の流れを促進する措置の採用、を求めた。また、事務総長に対しては、開発10年の実施に関する行動計画を経済社会理事会に提案するよう要請した。

このようにこの決議の意義は、低開発国の開発目標の達成にとって一次産品の貿易を促進することが重要という認識、に加えてこれら諸国への資本援助の重要性が国連において広く受け入れられたことにある。即ちこの決議にみられる国際協力に対する低開発国の要求は資金援助も貿易もというものである。

また、低開発国に対しては自らの開発目的を定め、その目的を達成する鍵は個別国で見い出さなければならない、そのため個別国では慎重に吟味された現実的な開発プランを策定すべきという意識を明確にしたことも大きな意義であった。個別国での開発プランの策定には国連あるいは国連諸機関・組織が助成できるよう措置を計画するよう「DD 1」は事務総長に要請している。

(3) ウ・タント報告

ウ・タント事務総長報告「国連開発の10年——行動への提案」はウ・タント報告として知られている。この報告は総会の「決議」に基づいて、事務総長であるウ・タントが「DD 1」を実施するための総合的アプローチとして作成したものである。このなかで重要な点の一つは上で述べたように低開発国が

現実的な開発プランを作成することを強調し、そのプランには次の要素を含むべきとした点である。

その要素とは、

- ・主として国民所得と雇用の点からみた目的と総合目標
- ・経済的社会的基盤建設のために主要部門に開発支出を配分する公共投資計画
- ・各種の主要部門に対する民間投資の予測
- ・民間投資を刺激し、指導し、影響を及ぼすための政策措置（特に財政、金融、貿易、外国為替、外国投資の分野）
- ・政府予算・外貨予算を含む国内、外国からの公共・民間融資計画で公共投資計画と調整したもの
- ・個々のプロジェクトを含む部門別計画
- ・土地改革・労働政策など基本的な制度上の変革を目的とする政策

これら要素を包含した長期的開発計画を作成する必要性は問題解決への有効な接近であるとともに、均衡のとれた成長を達成するための有効な方法であるという認識は、先進国だけでなく低開発国でもすでに広く理解されていたが、ほとんどの低開発国では人的資源の制約などから困難な仕事であった。このため国連は経済社会理事会を中心に各国の計画の検討・策定に対して協力する機関（国連開発計画：UNDP）を1966年に設立した。

次にこの行動計画で重要な指摘は、先進国にその国民所得の1%を低開発国の所得増加のための資金として拠出するよう提案したことである⁽⁵⁾。

(4) 意義と問題点

国際開発協力の制度を設定できなかった1950年代をへて、60年代に入って低開発国問題を南北問題としてとらえようとする国際連合の主導によって、南北問題の重要性は世界的に認知され、具体的な目標が与えられた。この目標設定とそれへの取組みの重要性は、その後継続的に南北問題、開発協力議

論の中心に置かれることになった。また、途上国はこの開発10年への世界的取組みが制度化されたことで多様な側面をもつ南北問題を国連の場で活発に討議できるきっかけととらえた。その意味でこの決議およびその戦略である事務長報告は歴史を切り開いたものと意義づけられる。

しかし一方で、途上国の状況の差異を無視した一律の開発目標の設定は、それが実現できなかった時には途上国に大きな無力感を与えることになった。また先進国に押しつけた援助量の設定は、「どれだけ」援助するかとの議論が先行し、「なんのために」、「どのような」援助をすればよいのかについての議論を先送りすることにもなった。

2. 第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD) の最終文書 (1964年6月16日採択 ジュネーブ)

(1) UNCTAD 設立の背景と目的

国連貿易開発会議の開催までの経緯の発端は1950年代までさかのぼることができる。すでに40年代後半に、第2次大戦後の世界経済の再建および世界秩序の形成のため、国際連合および関連機関の設立に加えて、国際通貨基金 (IMF)、国際復興開発銀行 (IBRD) が設立されたが、さらに世界経済・貿易の均衡・拡大、低開発国の経済復興・開発の促進のためには、貿易に関する世界的な機関の設立が必要であるという認識がアメリカを中心としてかなり深まっていた。これを受けて国際連合では、経済社会理事会に国際貿易機関 (ITO) の設立に関する討議を付託し、47年アメリカの作成による ITO のための憲章草案、次いで国際貿易機関憲章 (ハバナ憲章) が相次いで採択された。しかし、50年アメリカ大統領トルーマンによるハバナ憲章の米国議会における批准の阻止などにみられるように、実質的に ITO の設立は主としてアメリカなど先進国の拒否によりついでた。これに替わってハバナ憲章の精神を一

部取り入れた通商政策に関する一つの議定書として、GATT[関税および貿易に関する一般協定]が47年に調印された。

しかし、このGATTの発効によっても国際貿易の促進はきわめて限定的であり、主として途上国は自国の経済開発の促進手段との一つとして、貿易面でも国際協力が必要という主張を強調し、国連において貿易面における国際協力を討議する国際機関の設置を要請する声は日増しに高まった。

国連は経済社会理事会を中心として審議を重ねたが、決定は1960年代に持ち越された。決定が遅々として進展しないことに苛立った途上国はしだいにまとまる傾向をみせた。この結果、世界の国際貿易問題に対する中心課題は、50年代までの国際貿易の拡大から、低開発国の貿易拡大問題(経済開発の主要手段としての国際貿易、特に一次産品の輸出拡大)に移ったといえる。

これを証明するように、アジア、ラテンアメリカ、アフリカなど途上国側から一斉に世界貿易会議の開催を要求する決議⁽⁶⁾が相次いで国連総会に提出された。なかでもUNCTADの実現を強力にプッシュするきっかけとなったのは、1962年7月にカイロで開催された非同盟諸国経済会議で採択された[カイロ宣言]⁽⁷⁾である。経済社会理事会はこのカイロ宣言を採択し、それを第17回国連総会に対して送付する決議を行った。これを受けて総会は討議を重ね、62年12月決議1785(XVII)[国連貿易開発会議の招集に関する国連決議]をもって、64年初めまでに第1回UNCTADを開催することを決定した。

UNCTAD総会を成功させることに貢献したもう一つの文書は、UNCTAD設立総会の直前に提出されたプレビッシュ報告⁽⁸⁾である。この報告は、GATTが途上国が要求する新しい国際秩序(貿易不均衡を除くことを主な目的とした国際協調政策)の創造に失敗した、として国際的な貿易開発会議の定期的開催の必要性、先進国の交易条件の改善、特惠関税の供与、補償融資の供与、国際商品協定の拡充など、を提言するとともに途上国に対して自力更生努力が国際協力への前提条件ではないにしても必須条件であると指摘した。このプレビッシュ報告は第1回UNCTAD総会の議論を進めるうえでの事実上のガイドラインとなった。

第1回UNCTAD総会は120カ国(うち途上国77カ国)の参加によってジュネーブで1964年3月から6月まで開催された。

(2) 主要内容

第1回総会の討議は途上国のリードによって、プレビッシュ報告の趣旨にそって行われた。最終文書は1部と2部に分かれており、第1部の構成はUNCTAD設立の背景となった貿易に関する国際的認識とそれに対する会議での所見、勧告作成のための理論と考察からなっている。

まず所見の概要は以下のように記されている。

・世界貿易が拡大しているにもかかわらず、途上国の成長率は先進国に比べて著しく下回っていること、その主因として輸出の増加率が1950年代より低下し結果として輸入能力を限定したこと、世界貿易特に途上国の貿易を阻害したのは差別的または保護的な一部先進国の方策(市場化価格制度、関税、過剰在庫蓄積など)であり、交易条件の悪化であること、交易条件の悪化と国際市場の不安定性は特に途上国経済が依存する一次産品(途上国の輸出の90%を占める)で著しく、輸出不振により開発のための投入材輸入に困難が生じていること、輸入と輸出の格差を埋めるための資金源として他の資金(公的・民間資金)に依存しなければならないこと(所見では開発10年の目標と定められた5%の経済成長を前提とすると、この外部資金導入総額は70年には途上国合計で年間約200億ドルになるとしている)、途上国と中央計画経済国との貿易促進を妨げる要因が存在すること、などである。

・途上国の基本問題は所見において十分明確化されており、必要なのは行動することである、としてその総合的行動計画を示した。

総合的行動計画では世界に対して、途上国の経済開発における一次産品輸出の拡大の重要性から国際商品取決め、補償融資制度の拡充、を呼びかけたほか、先進国には途上国からの輸入に対する特別措置の採用、途上国には一次産品への輸出依存度の引下げのため製品・半製品の輸出多角化と拡充、経

済開発に占める公共部門、民間部門の役割の強化、などを提案した。

第2部は勧告である。

まず途上国の開発に資する国際貿易および貿易政策に関する一般原則として、諸国家の主権平等、民族自決、内政不干渉、天然資源を自由に処分する主権、途上国・先進国間の所得格差縮小のための内外の経済政策の遂行、植民地主義の一扫、LLDC、内陸国の通過貿易問題への特別配慮、と国際協力の必要性、などをあげている。

特に国際貿易に関しては、先進国の貿易障害の撤廃、最恵国待遇に基づき相互利益を追求すること、途上国への特惠譲許の供与、途上国の輸出収益を補足するような無条件の国際援助の増大、軍縮により放出された資源を援助に割り当てることなどである。

次に個別問題に関する原則として、最も重視されたのが国際産品問題であった。この問題では多くの勧告がなされた。即ち途上国の実質的な輸出収益の成長と合理的な予測可能性を確保するため、国際商品取決めのための政策委員会を設立すること、消費・輸入増大をはかること、貿易と消費に対する障害と差別、内国税の削減あるいは撤廃などである。製品・半製品貿易に関しては、輸出潜在力のある工業の振興と工業開発のための専門機関の設立、特惠供与の拡大による工業開発支援、市場の開放、である。

また、報告書はUNCTADを、途上国の開発と貿易の促進という機能を果たすために総会の機関として正式に設立し、少なくとも3年に1度開催することを提案し合意された。

また、報告書は国際商品取決めに関してその目的・原則・形式・範囲、国際財政・技術協力に関してその目標・借款の返済と利用、援助調整と援助と貿易の調整、国際開発基金と地域開発基金の創設、補完融資制度について世銀に実現可能性を検討し具体案を作成するよう要請するなど広範な勧告を行い、大方途上国の賛成多数で裁決された。

(3) 成果と課題

国連貿易開発会議が開催されたことの意義、およびこの最終報告のもつ意義は非常に大きい。即ち途上国の開発問題の解決策として、途上国のニーズが1940年代から50年代の『貿易も援助』もから、『援助から貿易へ』という方向へ移行したこと、および貿易特に一次産品の貿易に関して補足融資問題が世銀で討議されることになったこと、さらにUNCTAD開催要求の過程で途上国が団結して先進国への要求を強める体制が固まり、これ以後途上国問題は南北問題としての側面がより強調されることになったことなどである。

以下、各側面での意義および課題を記す。

① 一次産品貿易問題

すでに一次産品の貿易問題は大战前から大きな課題であったが、南北間格差の原因として一次産品貿易の停滞が全面的に議論されたのはUNCTAD会議が初めてである。UNCTADにおける一次産品問題の検討は、貿易の自由化により問題解決をはかろうとする先進国と、商品協定や生産国同盟など貿易の組織化により実現可能とする途上国とで意見は真っ向から対立した。すでにみたように最終文書では、勧告として国際商品取決め、補償融資制度の検討など南北が比較的妥協しやすい分野での両者の合意を取り込んだが、資源保有国である途上国はこれに大きな不満を残し、この不満によって、途上国は第2回以降のUNCTADでの討議や、第1回G77閣僚会議の[アルジェ憲章]⁽⁹⁾、1970年代初めの国連資源総会の開催などにみられるように、資源の恒久主権の行使による新秩序樹立に向けて連帯を強めていった。

② 途上国の団結：77カ国グループ

第1回会議では、途上国は終始団結して具体的提案ごとに意見調整をはかり、同一行動をとった。このような途上国の団結の発端となったのは、上に一部ふれたようにカイロ宣言をまとめた非同盟諸国首脳会議⁽¹⁰⁾の存在である。カイロ宣言が国連総会で正式に取り上げられたことによって、途上国側は利害や経済発展段階の相違を乗り越え、会議には77カ国もの途上国が参加

した。彼らは会議の終了に当たり『共同宣言』を発表して途上国の団結・強化を表明した。また、この『共同宣言』で、途上国は第1回会議で出された勧告内容に盛り込まれた新貿易政策は、国際的支持の第一歩にすぎず、途上国の必要不可欠な要請に十分見合ったものではないとして成果に不満を表明した。この不満の背景として主要先進国の個別問題、案件についての思惑の対立による足並みの乱れ、即ち、先進国間の意見の調整が十分でなかったことが挙げられる。このため途上国の団結がいつそう目だったのである。

この宣言によって発足したとされた77カ国グループは、この後、南北問題に関するあらゆる場で、その団結力を戦術として使用することになった。

③ 南北問題

南北問題という言葉は、世界大戦直後の混乱期である1959年に英国ロイド銀行頭取サー・オリバー・フランクスがニューヨークの演説で初めて使用したものであるが、南北問題が途上国と先進国の開発格差の拡大の問題として国際的な共通認識となったのは、開発の歩みの鈍い途上国が第三世界として取り残されようとしている背景から、それまでナショナリズムやエゴイズムで孤立しがちであった途上国自らが共通の課題として経済開発の達成に向けて団結した60年代である。G77の発足による南北対立が初めて先鋭化したのがUNCTAD会議であったのである。以後南北問題とその解決は、経済開発問題解決のため先進国の譲歩を求めて途上国側の要求として70年代に最も活発化する。

3. 工業開発と協力に関するリマ宣言および行動計画 (国連工業開発機関第2回総会 1975年3月採択)

(1) 国連工業開発機関 (UNIDO) 設立の背景と目的

UNIDOは工業開発分野において国連の活動を強化するため、1965年12月

の国連総会決議2089 (XX) によって、これまでの国連工業開発センターを發展的に解消し、国連体制内の自律的機関として設立されたものであり、66年総会決議2152 (XX1) と同2212 (XX1) で、その機構、運営、設置場所 (ウィーン) が決定された。UNIDO の正式の発足は1967年1月1日である。

UNIDO の設置目的を決議2152は、発展途上国の工業化がその社会・経済開発と貿易の拡大および多様化に不可欠であること、工業化を加速させるにはきわめて広範な国際協力が必要であること、そのため工業開発の促進を目的とする自律的な機関を国連に設置することが必要であると述べた。また、UNIDO の機能としては工業開発活動に関する事業活動、工業化計画推進のための投資・協力の推進活動 (ただし UNIDO は資金援助は行わない)、工業化に関するデータの収集・分析およびセミナー・会議の実施の三つを基本任務と定めた。UNIDO 総会は UNCTAD と異なり不定期に開催されることになっており、第1回は1971年6月に開催された。

この時期、発展途上国では1960年代後半から着手されはじめた経済開発の手段として工業化、なかでも輸出工業化が進展しつつあり、一次産品貿易依存型経済体質からの脱却を急いでいた。しかし、多くの途上国では工業化計画立案能力の不足や工業化のための資金・技術に不足していただけでなく、工業製品の輸出拡大に関しても大きな障害に直面していた。このためリマ宣言は途上国からの工業製品の輸出拡大を目的に、途上国および先進国双方に対する努力目標と協力内容を示したものである。

(2) 宣言の趣旨

リマ宣言は第2回 UNIDO 総会で採択された。第2回総会の目的は、宣言の初めに次のように記された。

『新国際経済秩序の樹立⁽¹⁾に照らし、工業化のための主要原則を定め、かつ新しい形式の国際協力の枠内で、国際共同体としての工業開発の分野における幅広い性格の行動をとるよう工業化の主要原則を確立し、かつその手段

を定めること』

宣言は途上国の工業開発の重要性と発展を阻害する要因を列挙したのち、途上国の工業化の目標として、2000年までに世界工業生産の少なくとも25%まで高めること、このため工業成長率を、第2次国連開発の10年のための国際開発戦略で勧告された8%より高い率で達成すべきこと、とした。このため発展途上国は自らの義務として自国の生産資源（人的・物的資源）の完全利用、計画遂行のため婦人の参加、技術吸収能力を向上させるため一般的文化水準の向上などを宣言に明記した。

一方、先進諸国に対しては天然資源の恒久主権の遵守、国連憲章の遵守、天然資源の浪費の回避、環境への配慮などを要求したのち、工業化に対する国際協力として、第2次国連開発の10年で出された国際開発戦略で示された義務の十分な履行、多国籍企業活動の規制と管理の必要性、国際通貨制度の改革、開発資金の流れおよび条件の安定化などを要求した。

リマ宣言はこのように工業化に関して、途上国が先進国に要求を一方的におしつけるのではなく、途上国自体の活動目的をも明記し、その計画化と履行、開発努力を促している点で従来の宣言とは大きく異なっている。

宣言と付随して発表された「行動計画」では、工業化に関して特に途上国向けに非常に木目の細かい行動を提示している。即ち、

途上国は長期的かつ明確な工業計画や戦略を策定すること、策定に際しては国内の社会構造・経済構造を配慮すること、工業開発が経済のみならずその他の部門の成長や人類の願望の実現に貢献するものであること、工業化により得られた利益の公平な配分が実現されること、などである。

また、先進国向け行動措置としては、貿易障害の除去および軽減、輸入拡大、途上国からの輸入品に対するスタンスティル原則⁽¹²⁾の遵守、先進国内部の構造調整と生産能力の途上国への再配置、先進国での一次産品加工、半加工政策の再考、途上国の工業化のための資金・技術援助の拡大、途上国向け民間投資の拡大などである。

また、行動計画は途上国間協力の必要性も強調している。

工業分野の調整や工業補完性の追求、対先進国行動における協調と調整、十分な資金力をもった途上国の対途上国協力の実施とそのための協議制度の設立の検討、工業化のための地域協力・地域相互補完協定による生産配分などである。

(3) 意義と課題

国際連合および諸機関の宣言、決議などは参加国による最大公約的合意によって発せられているため、概ね一般的目標や理念を明記するのにとどまっていたのに比べ、リマ宣言はきわめて現実的、具体的な内容となっている。特にリマ宣言の特色は、途上国の工業化、特に輸出工業化の促進の必要性が、貿易や援助などそれまで国際的議論が集中した経済開発手段あるいは国際協力対象分野のなかに新たにかつ前向きに取り入れられたことである。

途上国の工業化が開発手段として重要性を増すことになったのは、多くの途上国諸国の経済手段としての一次産品の貿易改善が意図したように進展しなかったこと、工業化に関して当時の主要開発論者の主張が輸入代替産業に傾いていたにもかかわらず、開放的対外政策の一環として輸出工業化が1960年代末から東アジア諸国で進展しはじめたことなどにより、工業化を主軸とする開発政策を主張する開発論が出てきたためである。また、これを裏づけるように60年代末から70年代初めにかけて開発協力問題に関する国際議論に大きな影響を与えた報告書が相次いで出された。ピアソン報告やティンバーゲン報告⁽¹³⁾である。これらは「国連第2次開発の10年」に大きな影響を与えるとともに、開発戦略における輸出工業化の重要性、開発のための援助の重要性、途上国の自助努力の重要性を強調したのである。

この後 UNIDO は、第2次石油ショック直後の1980年2月に第3回総会を開催し、『途上国の工業化と工業開発のための国際協力に関するニューデリー宣言と行動計画』を発表した。同宣言では、リマ宣言以降途上国は工業化を急速な社会・経済開発の実現にとって主要な手段とみなし、国家レベルで大

きな努力をはらってきたにも関わらず、世界経済の停滞、先進国の支援措置の欠如によって工業発展は限定的であった、と総括した上で、先進国に対して資金援助の増大と途上国の債務負担の軽減、新国際経済秩序の枠組み内における国際通貨・金融・商業システムの根本的改革を訴えている。

第3回 UNIDO 総会は、途上国議決案(1979年ハバナで開催されたG77による第3回総会のためのハバナ宣言)に対して、すべての先進国が反対するという南北対立の激化の様相を呈したと言われている。対立の原因は途上国が要求している新国際経済秩序原則から先進国が乖離していること、世界経済の停滞によって途上国が成長の鈍化、インフレの高進、対外累積債務の増大などに直面している現状にあったためである。

こののち経済開発と工業化論争の焦点は、途上国間の利害対立による団結の弱体化、途上国間地域協力の進展の鈍化などから、途上国内部における開発戦略の転換(自由貿易体制への移行)の必要性に移ったと言える。

4. 国際経済協力会議(CIEC)最終コミュニケ (1977年6月3日採択、パリ)

(1) 国際経済協力会議開催の背景

CIECは1973年の第1次石油ショックに端を発した産油国と消費国との間の対話への動きが紆余曲折を経て変貌し、南北問題全般にわたる先進国と途上国との間の対話へと拡大された形で実現したものである。即ち石油に代表されるエネルギー問題は南北間の重要課題であっただけでなく、産油国と非産油国という途上国間の利害対立を先鋭化したエネルギー問題と途上国問題のリンクなしに南北問題の解決はありえないという途上国側の要求を先進国がのんだ結果実現したものである。また石油問題を発端としてこのような南北対話の場が設けられるようになったきっかけは、新国際経済秩序の樹立を

めぐって、南北間の厳しい対立関係が浮き彫りにされた75年9月の国連特別総会「開発と国際経済協力に関する総会⁽¹⁴⁾」に求めることができる。

この特別総会は従来原則論で対立していた南北間が実務的対話を重ねることによって、南北問題の解決でどのような前進が可能かを探求した総会であった。

CIECは参加国27カ国(先進国8, 開発途上国19⁽¹⁵⁾)によって構成され、エネルギーの他に一次産品, 開発, 金融の四つの関係委員会を設置し, 1975年12月から1年余にわたり対話を継続させた。本資料は上記27カ国の代表と国連事務総長, 国連関連機関, 地域機構, 国際機関からのオブザーバー出席を得て実現した最終会合の成果である。国連および同グループ関係資料とは必ずしも言えないが, 国連諸機関が多数出席していること, 対立から対話へと南北問題に関する国際議論の流れに大きな一石を投じたものとして重要であるという理由であえて取り上げる。

(2) 内容とその意義

コミュニケは, エネルギー, 金融, 開発, 一次産品の4分野について合意した事項, 合意しえなかった事項について分けて述べている。主要な点は以下のとおりである。

[合意事項]

- ・エネルギー分野：石油・ガスの枯渇性の認識と恒常的再生可能なエネルギー源への移行, 節約およびエネルギー使用の効率の改善, あらゆる形態のエネルギー開発の必要性, 各国の行動および国際協力のための一般的結論と勧告。

- ・一次産品・貿易分野：共通基金の設立, 合成品と競合する天然産品の研究・開発, 一次産品のマーケティング, 流通分野における国際協力, 一般特惠関税の改善。

- ・開発分野：政府開発援助の量と質の改善, MSAC(石油危機で最も影響を受け

た途上国)への特別措置として先進国による10億ドルの供与、途上国のインフラ開発への援助、工業化への支援、技術移転・工業所有権。国連科学・技術会議に関する UNCTAD の関連決議の実施。

- ・金融分野：外国直接民間投資の促進，途上国の資本市場アクセスの改善，通貨問題。

[非合意事項]

- ・エネルギー分野：エネルギー価格・輸出による累積収入，石油輸入途上国への金融援助。

- ・一次産品・貿易：補償融資措置，合成品の生産制限およびその他の措置，一次産品総合計画の NIEO に対する関係，貿易の制度的枠組み。

- ・開発：途上国の債務問題，工業化のための調整援助措置，市場アクセスの改善，多国籍企業の規制。

- ・金融分野：補償，所得および資本の送金および紛争解決の管轄権および準則についての基準，インフレ対策，産油国の金融資産。

以上のように CIEC の成果は、従来の国際会議が多様な課題を盛り込みすぎ成果を薄める結果となったことと比較すると、緊急かつ重要な課題を選び長期間にわたる対話を継続することによって、いくつかの重要な課題で合意（共通基金の原則，政府開発援助の増大など）が取りつけられたことである。しかし、エネルギー問題，債務問題，インフレ問題，貿易の制度的枠組みなど緊急行動が必要な課題，国際経済構造・制度の改革が必要となる課題に関しては相変わらず合意が得られず，NIEO の樹立要求を共通目標とする途上国の意向はまったく達成されなかった，と言える。この点で CIEC の最終コミュニケは途上国寄りでも先進国寄りでもない中立的報告書となったという批判がある。

(3) 開発問題に関する国際議論への影響

この会議以降世界は先進国の援助疲れ、途上国の累積債務問題などによって南北間の国際協力が行き詰まる1980年代を迎える。このためブラント委員会報告⁽¹⁶⁾に基づく「第3次国連開発の10年による国際開発戦略」が国連から発表される。

ブラント委員会報告はまた、OECD閣僚理事会でも取り上げられ、南北対話への積極的努力を行う必要性が議論された。またベネチアで開催された先進国首脳会議でもエネルギー問題への対応と絡ませて南北問題に対し前向きの姿勢で取り組むことが合意された。このような国際的な動きは1981年の南北サミット⁽¹⁷⁾の開催、さらに79年12月の第34回国連総会において南北主要国代表による包括的な南北交渉ラウンド『グローバル・ネゴシエーション：GN』⁽¹⁸⁾の提言へとつながってゆく。

しかし、国連でのGN交渉はほとんど進展しなかった。その意味でCIECの開催は、南北問題解決のための討議の場が、すべての途上国が参加し議論を積み上げてゆく過程でコンセンサスをさぐるという方式をとる国連総会の場から、個別問題ごとの専門機関あるいは南北からの少数代表による小会議に移り、そこにおけるインテンシブな討議によって着実な解決策を模索する第一歩となったという意味でその意義はきわめて大きい。

5. 第18回経済特別総会宣言（1990年4月23日～5月1日）

(1) 1980年代の南北交渉

1980年代に入ると途上国は高度成長を持続させる東アジアと、貧困と飢餓に苦しむサブサハラ・アフリカなどのように地域的に発展の格差が明確になっただけでなく、累積債務問題や地球環境の悪化など新たな課題を背負いは

じめた。また、70年代末から80年代初めにかけて途上国の団結の要であり、第3次国連開発10年の国際開発戦略の要でもあったGN交渉(国連包括交渉)は、世界経済の停滞、GN交渉に向けての途上国の利害対立の表面化、特にOPEC諸国の石油価格暴落後の交渉継続への熱意喪失、先進諸国の消極的姿勢など、多様な要因によって結局未発足に終わった。

その後の途上国の主要関心は、先進諸国と同様に累積債務問題の解決とアフリカの経済危機問題に集中した。このような情勢に触発されて国連は、1984年の第39回国連総会での「アフリカの危機的経済状況に関する宣言」の採択に示されるように、地域別に経済開発問題を取り上げる傾向を強めはじめた。

一方、累積債務問題の解決は主として通貨・金融専門機関(IMF・世銀)で行うべきとのアメリカの主張にみられるように、この問題に関する国連での討議は不調であった。替わって1980年代半ばの国連における最も大きな関心は、国連機能の効率化と財政危機の乗り切りを目的とする行財政改革にあった。

このように国連を基盤とする南北交渉は行き詰まり袋小路に入った感があり、1980年代はほとんど具体的な成果⁽¹⁹⁾を見い出せずに終わった。このような状況のなかで従来の対立から協調の道を見い出すべきという認識が生まれはじめ、途上国のなかから新たな南北問題討議のあり方をさぐる働きかけが生れた。具体的には89年にベオグラードで開催された第9回非同盟諸国首脳会議⁽²⁰⁾において、途上国は先進国との協調によって経済問題を解決していく姿勢を打ち出し、閣僚レベルの国連経済特別総会の開催を提案した。また、これを受けてG77は経済特別総会のための宣言案を提出した。G77の提出した宣言案には債務問題、環境問題、などに加えて新たに地域統合による世界貿易への影響、社会開発の重要性などが盛り込まれた。経済特別総会の開催に消極的であった先進諸国も環境問題など地球的課題の出現、世界貿易環境の変化、旧ソ連、東欧の市場化への移行など新たな課題の重要性を認識して同会議開催を了承した。会議は国連メンバー国より数人の首脳と90名の閣僚クラスが出席して90年4月23日より開催され、上記のG77宣言案をベースに

先進国側が修正を加え、この「宣言」を採択して5月1日に終了した。

(2) 宣言の内容

宣言は、世界の現状についての分析、1980年代の回顧、90年代の挑戦と機会、国際開発協力政策、の4部からなる。

まず「世界の現状分析」では、緊張緩和、相互依存度の深化、経済・政治改革の進展などにみられるような国際環境の変化は国際経済協力の強化にとって絶好の機会であるとし、相互依存が進むなかで途上国は世界経済の成長と拡大に重要な役割を果たすこと、そのため途上国の開発および貧困と飢餓に苦しむ人々を助けるのは国際社会の義務であること、すべての国は開発のための経済政策に責任をもつこと、国内政策は国際協力に向けて充分な義務を担うことを指摘した。

次に「1980年代を回顧」して、多くの途上国にとって80年代は「失われた10年」であったこと、特にアフリカとラテンアメリカそしてアジアの一部の国々の生活状況はそれ以前より悪化し、経済・社会インフラは侵食されたと指摘している。その原因を、宣言は不安定な国際金融情勢、対外債務の増大、高金利、一次産品価格の下落などによって途上国から先進国へ巨額の資源が移転した結果であると分析している。

次に、1990年代のための挑戦と機会、として宣言は次のように述べている。

途上国にとって1990年代の最も重要な挑戦分野は、経済成長の再活性化と社会開発であること、そのため世界経済の持続的成長とより有利な国際経済環境条件（債務問題の早期解決、開放的貿易システムの維持など）が必要であるとともに、各国は科学・技術の発展に留意し、市場メカニズムの活性化をはかるとともに人的資本の向上と経済の近代化を推進せねばならないとしている。

また、世界的にみて経済発展は環境と調和したものであり持続的でなければならないこと、国内政策は世界経済の変化に即時対応できるよう開放的で

柔軟性に富んでいることが必要であるとした。

貧困と飢餓の根絶、所得の公平な分配、人的資源の開発も主要な挑戦分野であり、経済・社会開発は広く成長に基盤を置くが経済・社会・政治活動にすべての人が等しく参加することも重要であるとした。

最後に国際開発協力の遂行と政策では、宣言は最も多くのスペースを割いて次のように述べている。

まず基本原則として、途上国が経済成長と発展をとりもどすためには、すべての国の協調と参加が必要であること、政策は長期的なアプローチに復帰すべきであり短期的な調整を越えた手段を見つける必要があること、国連加盟国は、1990年代をより生産的な挑戦にとりかかれる10年とするために、すべての必要な処置をとるよう努力しなければいけないこと、このような行動は自らの発展のため、国際経済への影響力とその能力に従って各国が責任をもって行うこと、と述べている。

次いで世界の経済成長と国際経済環境に大きな影響を及ぼしている主要先進国の責務として、持続的成長の促進と他国に利益となるような方法でアンバランスを是正すべきこと、マクロ経済政策の調整はすべての国、特に途上国に利益となるよう行われるべきこと。

途上国の責務に関しては、経済開発の第1の目的は、その社会のすべてのメンバーの可能性を極大化し、ニーズに応えることである、と規定し、途上国は自らの法令、開発目的、その優先順位に従い、インフレを抑制し、国内貯蓄を奨励し、国内外の投資を促進するための有利な状況を設定し、経済を近代化し、国際競争力を強化しなければならない、と述べたうえで、さらに、経済成長を持続させる基本条件として、人権の認知、健康、栄養、住宅、人口政策、その他の社会サービスの提供および教育・訓練による人的資源の質の改善と、その完全な利用を強調している。

次に国際社会の責務として、国際社会は絶対的貧困と飢餓を止めるために助力すべきであること、途上国の累積債務問題を解決すること、に加えて実質的・譲許的資源の移転を促進すること、特に国際目標 (GNP の0.7%を ODA

とすること、そのうち0.15%はLLDCへ向けられること)の早急で完全な履行による援助の量と質の改善、途上国の科学・技術の創造と国内吸収力を開発することへの協力、環境保全のための資金と技術へのアクセスの改善、をあげている。

国際金融機関の責務としては、途上国の長期的開発への助力、構造改革の促進、構造調整によって生じた貧困層における社会的歪みを緩和するため適切な資源の準備、軍縮によって生じた資金を開発にまわすための金融メカニズムの整備とその可能性の開発、をあげている。

また、途上国の成長と開発の促進にとっての基本的条件としては、開放的で信頼性のある国際貿易システムの確立、ウルグアイ・ラウンド交渉を成功裏に終了させることによる保護主義の阻止、一次産品輸出の安定的拡大への国際協力、をあげるとともに、途上国の投資と貿易の拡大にとって地域経済統合は重要であるとして、途上国は経済統合の促進に努力し、そのなかで経済・技術協力を強化する努力をすべきであり、これらの努力は国際機関と同様先進国側からも奨励・助力されるべきであると述べている。

東欧諸国に関しては国際経済社会への統合の道をさぐるべきであるが、東欧への支援は国際開発協力が途上国に置いた高い優先順位を減じるものであってはならないと述べている。

最後に国連の役割・機能についてふれ、国連システムは1990年代の開発の活性化に向けた国際協力において大きな役割を担うものであり、すべての加盟国はその責任をさらに効果・効率あるものとして果たさなければならないこと、国連はすべての問題を統合された方法で解決しようとするユニークなフォーラムであり、その専門機関は開発に不可欠な貢献をしており、90年代もこれら専門機関は成長と発展の活性化に向けて重要な職務を遂行する義務をもつ、として南北問題の対話の場として国連の役割を強調した。

(3) 宣言の意義と課題

すでに述べたように、経済特別総会は国際経済社会の激変と南北対話の沈滞化を背景として、途上国側が南北問題討議の再活性化を目的に対話と協調を重視した結果、開催を要求したものである。このため「宣言」には1970年代までのような南北対立色、NIEOに代表されるようなイデオロギー色は完全に影を潜めている。

このため、先進国および国際金融機関に一方的に国際協力への義務・要求をつきつけることはせず、途上国の開発の責任は途上国の国内政策・国内努力にあるとして、国際協力はその努力に対して助力すべきものと位置づけている。また、この宣言の特色の一つは、従来の途上国の開発重点がどちらかといえば経済成長に置かれたのに比べ、社会開発を重視していることである。特に人的資源の開発、教育、保健・衛生などの社会サービスの改善・拡充に大きな関心をはらっているうえ、人口問題、人権、開発への国民の参加の奨励など先進諸国がこれまで要求してきた問題に対しても認識をもちはじめしており、南北間に共通認識が芽生えはじめたことをうかがわせる。また、途上国に環境問題、地域経済統合、東欧諸国の変革などグローバルな課題に対する認識も深まっていることも感じさせる。

このようにこの宣言は、1990年代の南北交渉のあり方に大きな指針を与えるものとして評価されるが、諸課題の具体的解決は、その後の国連の諸会議（第9回UNCTAD、国連環境開発会議、世界人口会議など）に持ち越されることになった。

注(1) 低開発国・地域という用語は、1949年のトルーマン大統領の「ポイント・ファオ計画」で最初に使用され、51年には国連報告でも低開発国（underdeveloped countries：less countries）という用語が使用された。62年のカイロにおける非同盟諸国経済会議で発展途上国（developing countries）と言い替えられてから、国連でも64年の第1回UNCTAD（国連貿易開発会議）以来「発展途上国」の用語が定着した。このためここでは時代を反映させるた

め低開発国の用語を使用している。

- (2) マーシャル・プランは、当時アメリカ国務長官であったジョージ・マーシャルが、1947年ハーバード大学で行った講演のなかで明らかにされたもので、その後48年から52年まで「欧州復興計画」として展開された。この計画のもとでのアメリカから欧州17カ国に対する援助資金の総額は131億5000万ドルといわれる。また、この援助供与に当たりアメリカは関係諸国の自助努力と地域協力機構の設立を条件とした結果、受入国は資金援助に見合った国内経済プランや政策を作成することが義務づけられるとともに、欧州経済協力委員会 (Committee of European Economic Cooperation: CEEC) が設立された。CEECは48年に欧州経済協力機構(OEEC)に発展し、61年には改組されてOECDとなった。

このマーシャル・プランは大きな影響を国連の国際協力体制に与えた。その一つはすでに記したように、多国間協力体制が完成し実現される前に二国間協力体制が先行し、その後の大国による援助競争の端緒となったことである。また大規模な援助資金の投与により欧州復興の成果が短期間に上がったことから、開発にとって資本は重要な要素であるということを示したことがある。この当時国連は開発のための具体的協力手段として、資金援助の必要性が強調されていたにも関わらず、主として先進国側（主にアメリカ）の反対によって、技術協元に主眼を置いた協力を重視せざるを得なかったと言われている。

- (3) 国連創設期から1950年代にかけての低開発国の経済開発に関する国連の役割に関しては次の資料が詳しい。佐藤和男著『国際連合の低開発国援助』、アジア経済研究所、1962年。

- (4) バンドン会議は24カ国が参加し、1955年4月18日から24日まで開催され、アジア・アフリカ諸国に共通する課題について幅広く討議し、諸決議を網羅した「最終声明書」が採択された。そのなかには国際平和と協力の増進に関する共同宣言も盛り込まれている。

声明書では民族自決というナショナリズムと、反植民地主義を標榜するほか、経済協力に関する参加国の共通の希望、として「国連」に経済開発のための特別基金を速やかに設置することを要求している。

- (5) 具体的な協力資金量を設定して先進国に開発協力を義務づける方式を提案したことで、その後先進国はこの量的な援助目標の達成に縛られることになる。その後さらに新たな援助目標として、1969年のピアソン委員会報告の後、GNPの0.7%がODAに向けられることが合意された。
- (6) ラテンアメリカグループが提出したEECに開放政策を促し、かつ一次産品貿易の改善に注意を促す決議(A/C.2/L.550)や、アフリカグループの世界貿易会議の開催要求に関する決議(A./C.2/L.555)など。
- (7) カイロ宣言は、GATTが1958年およびそれ以降に採択した貿易拡大のための行動計画の履行、国連の経済社会活動の強化、国連開発の10年決議に述べ

られた経済発展の主要手段としての国際貿易に関するイニシアチブへの支持、カイロで開催されるこの経済会議の開催に当たり、先進国と発展途上国間の国際貿易・一次産品貿易および経済関係に関するすべての死活的な重要性のある諸問題を討議すべきこと、などの勧告を盛り込んでいる。

- (8) プレヴィッシュ報告の原題：「開発のための新しい貿易政策を求めて」、1964年2月12日国連総会へ提出。

この報告はUNCTADの開催が決定された後、開催までの間にもたれた4回に及ぶ準備会議期間中に主として途上諸国が開催した会議で討議した成果である諸決議を、後にUNCTAD事務総長となるプレヴィッシュがまとめたものである。

- (9) 77カ国グループは、第2回UNCTADを目標に、各地域別に会議を行い協議し、結果を宣言、憲章の形でまとめ、これらの成果をもとに1967年10月アルジェで全体による第1回関係会議を開催し「アルジェ憲章」を発表した。同意書は、一次産品問題は産品ごとに交渉する国際商品協定により処理されるべきこと、緩衝在庫は市場の安定のため設立されるべきであること、途上国の製品・半製品の輸出拡大と特惠供与に先進国は努力すべきこと、開発のため先進国は60年代末までにGNPの1%を援助資金として支出すべきことなどを明記している。この「アルジェ憲章」は第2回UNCTADの討議指針として取り上げられた。
- (10) 非同盟諸国会議は、1955年に開催されたアジア・アフリカ会議を前史として、61年9月にベオグラードで第1回会議を開催した。非同盟諸国は冷戦体制下において中立主義、反帝国主義、反植民地主義を訴える途上諸国を指すものと理解される。その後非同盟諸国は概ね4年に1回会議を開き国際政治面のみならず、南北格差の是正を西側諸国に要求する経済面でも団結力をみせた。80年代に入り政治面での内部対立が激化したが、80年後半以後は穏健派が復権し、経済問題重視の会議へと移行した。92年に第10回会議がジャカルタで開催されたが、この会議の主要な特色は冷戦体制の崩壊を前提として非同盟運動の目的が経済問題（開発問題）へはっきり移行したこと、開発に関して途上国の自助努力と南々協力の重要性を指摘したこと、民族間対立の激化からその役割を強化する方向で国際連合の改革案が提示されたことである。
- (11) 新国際経済秩序（New International Economic Order：NIEO）の樹立は、1974年5月の第6回国連特別総会で採択された宣言で述べられたものである。新国際秩序とは、それまでの国際秩序では途上国が直面している重大な危機に対応できないとして、諸国家の平等、民族自決、無差別、天然資源とあらゆる経済活動に対する恒久主権、反植民地主義、多国籍企業活動の規制、国際社会による途上国への援助の拡大、有利な条件による途上国への資金移転、国際協力の全分野における特惠的かつ非互惠的取扱い、などの諸原則を完全に尊重することを基礎として新たな国際経済秩序を樹立することにより、

マクロの国際システムを途上国に有利なように改革しようとする構想、プログラムである。宣言と同時に行動計画も採択されている。NIEOは、UNCTADを活動基盤とする途上国から提出されたため、途上国のナショナリズムに裏打ちされた先進国への強い要求が列挙されており、このため途上国自体の国内秩序の改革や内発的発展の問題にはあまりふれられていない。

NIEOの評価に関しては多くの研究がなされているが、南北問題の高まり、資源ナショナリズムの台頭というこの時期にNIEOの果たした役割の一つとして、すでに第1次国連開発の10年に盛られた精神、即ち、途上国の開発問題は一つの世界問題であり、人類共通の課題である、という精神を再び全面に打ち出したことをあげることができる（参考文献：山岡喜久夫編『新国際経済秩序の基礎研究』、早稲田大学出版部、1979年）。

- (12) スタンドスティル原則とは、現状以上に保護主義的措施を拡大しないという原則をさす。
- (13) ピアソン報告「開発への協力——国際開発委員会の報告」、1969年10月。
ティンバーゲン報告「開発の加速化を求めて——第2次国連開発の10年に対する提案——開発計画委員会の報告」、1970年1月。
この二つの報告は、国連諸機関の委嘱、諮問に答えて開発援助問題に関する専門家グループが発表したものであり、第2次国連開発の10年の開発戦略策定作業に大きな影響を与えた。
- (14) 特別総会では『開発と国際経済協力に関する国連決議』が採択され、一次産品、貿易、援助、金融、工業化、途上国間協力など多様な分野において南北間の冷静な対話によって何をすべきか確認していこうとしたが、重点は一次産品と援助におかれた。途上国はすでに第1回UNCTADからの課題であったが、OPECの石油戦略に刺激されて、この問題を個別に扱うのではなく、パッケージとして全体的に取り扱う〔一次産品総合計画〕を新たに打ち出した。援助に関しては第2次国連開発の10年で定められた政府開発援助の0.7%目標の早期達成を確認し、国際金融機関（世銀グループ・IMFなど）の機能の再検討、などを主張した。この特別総会開催が南北間対話の基礎となったと言われている。
- (15) グループ19と称される。参加国はアルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、カメルーン、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、サウジ・アラビア、ベネズエラ、ザイール、ザンビア、ユーゴスラビア。
- (16) ブラント委員会報告「南と北——生存のための戦略」、1980年2月国連事務総長あてに提出されたもの。正式には国際開発問題独立委員会と言い、元西ドイツ首相ブラントが委員長であったためブラント委員会と呼ばれる。この報告書は国際経済協力の行き詰まりを打開するため、北から南への大規模な資金の移転、そのための財源確保、IMF・GATT体制を途上国に配慮したものに編成替えること、南北対話の実施などの提言・勧告を盛り込んでいる。

- (17) 南北サミット「協力と開発に関する国際会議」は、メキシコ・カンクンで1981年10月に開催された。その目的は協力と開発の諸問題を高度の政治レベルで検討することとし具体的な議題は設けられなかった。参加したのは北側8カ国、南側14カ国の首脳および特別賓客として国連事務総長である。南北問題解決に関してこのように多くの首脳が一同に会するのは初めてであり、南北問題解決に向けて新たな道が開かれたものとして大きな注目を浴びた。このサミットはプラント委員会報告で提案された「限られた数の政府首脳による南北頂上会議の開催」が、メキシコとオーストラリアの根回しで実現したものである。途上国側はサミットを南北交渉の場と位置づけ具体的成果を期待したが、アメリカの強硬な姿勢によって自由討議の場、即ちお互いの意見表明の場に終始した。アメリカの姿勢は、南北問題解決のためには、国連の枠組みのなかで包括的に話し合うより、問題を実質的に解決してゆくことを目的に地域間や二国間のケースバイケースでのアプローチの積み上げのほうが適していること、IMFやGATTなど既存の専門国際機関の活用を重視すべき、というものであった。このようなアメリカ主導によるサミットに対して、南側諸国はGN開始が条件つきながら合意されたことにのみ一定の評価を下したが、団結力によって南の要求を押しつける従来の方式が通じない時代に入ったことを痛感したと言われる。
- (18) 国連グローバル・ネゴシエーションは、1979年9月ハバナで開かれた第6回非同盟首脳会議で提案され、国連全体委員会9月会期で途上国側提案として提示され、第34回国連総会で審議されることになった。その提案目標は、一次産品、貿易、開発（工業化）、通貨・金融、に加えて石油・エネルギー分野を取り込んだ5分野を包括交渉というかたちで取り上げ、行き詰まっていた南北交渉を途上国側の主導によって一気に促進しようというものであった。南北問題を検討するに当たって、もはや不可決の要素となった石油・エネルギー問題を他の問題とパッケージで国連がとりあげることに踏み切ったと言う点で注目され、南北サミットでもGNの早期開催が課題となり、GN開始が原則的に合意された。しかし、80年代に入ってGN交渉は途上国側の利害の相違による足並みの乱れ（OPEC（石油産出国）と非石油産出国）や、81年に誕生したレーガン政権の消極的な姿勢（市場メカニズム重視策、IMF・GATT体制の堅持）、第2次石油危機の発生、80年代前半の世界経済の停滞、累積債務問題の深刻化などさまざまな理由から進展をみなかった。
- (19) 南北交渉が低調であったため1980年代に国連で開催された南北問題関連会議はそれほど多くない。第3次国連開発10年のための国際開発戦略を裁決した第35回国連総会の他、LLDC（後発途上国）国連会議、世界人口会議、第41回国連総会、国連アフリカ特別総会などである。ただし、第41回国連総会（1986年12月）では、人間の権利として「発展の権利」をとらえ、発展の中心に人間を置くことを確認するとともに、国家はお互いに発展の阻害要因を除去し、新国際経済秩序を促進するために協力する義務があるとした「発展の権利に

関する宣言」が採択されている。

- (20) 第9回非同盟諸国首脳会議は、発足以来同会議成立の基礎となった冷戦体制の崩壊過程で開かれたこともあり、従来のような帝国主義・新植民地主義への非難といった政治色は薄れ、累積債務問題の悪化による途上国の経済危機を背景として、経済問題を前面に打ち出す会議となった。経済問題では具体的には「新国際経済秩序」の樹立目標の確認、公的債務負担の軽減措置、最貧国の債務の棒引き、金利軽減の要求などに加えて先進国のODAを対GNPの0.7%にするとの公約の実効、GATTでの貿易不均衡の是正などが要求項目となっている。このような経済問題解決のための「首脳レベルでの南北協議」の開始を提唱したのである。